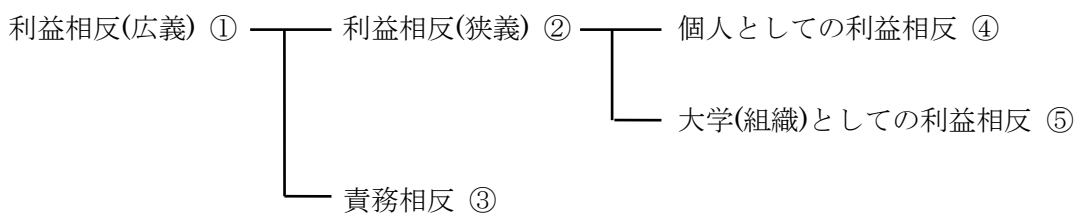


## 和洋女子大学利益相反マネジメントポリシー

和洋女子大学（以下、「本学」という。）は、教育及び研究に関する社会的責任を果たしながら、企業等との産官学連携活動を積極的に推進している。この活動の際に、本学又は本学の教職員に対して、いわゆる利益相反の問題が生じる恐れがある。このため本学は、教育研究機関としての自らの透明性を高めるとともに説明責任を果たし、社会からの信頼を維持するために教職員が遵守すべきポリシーとして、和洋女子大学利益相反マネジメントポリシー（以下、「ポリシー」という。）を定める。

### 1. 利益相反の定義

利益相反を以下のように分類し、それぞれを①から⑤に定義する。



#### ①広義の利益相反

狭義の利益相反と責務相反をあわせた概念。

#### ②狭義の利益相反

職員等又は大学が産官学連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と、教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状況。

#### ③責務相反。

職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態。

#### ④個人としての利益相反

狭義の利益相反のうち、職員等個人が得る利益と職員等個人の大学における責任との相反。

#### ⑤大学（組織）としての利益相反

狭義の利益相反のうち、大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任との相反。

### 2. 利益相反マネジメントの基本方針

- 本学は、教育、研究及び社会貢献という本学の果たすべき役割を鑑み、産官学連携活動を推進する。
- 本学は、利益相反マネジメントに関する学内ルールを整備し、利益相反を未然に防止するとともに生じた利益相反については解決のための措置を講じる。
- 本学は、産官学連携活動によって生ずる利益相反に関する社会への説明責任を果たし、教職員が安心して産官学連携活動を推進できるよう支援する。

### 3. 利益相反マネジメントの対象者、対象事象

- ▶ 対象者
  - ①本学の研究者
  - ②本学と雇用関係にある大学院生やポストドクター等
  - ②本学の管理運営に責任者として携わっている者
- ▶ 対象事象（利益相反が想定されるケース）
  - ①対象者が共同研究や受託研究又は奨学寄附金による研究に携わる場合
  - ②対象者が自らの知的財産権を本学以外の第三者に譲渡又は使用許諾する場合
  - ③対象者が自らの研究データ・試料等を提供する場合
  - ④対象者が設備又は物品の供与を受ける場合
  - ⑤対象者が設備又は物品を購入する場合
  - ⑥対象者が共同研究相手先に出資する等経済的利益を有する場合
  - ⑦対象者が外部から便益を供与される又は供与が想定される場合
  - ⑧産官学連携活動に学生が参加する場合

### 4. 利益相反マネジメントの基準

産官学連携活動を推進する上で生じる利益相反の問題を解決する指針として、以下の3点を利益相反マネジメントの基準とする。

- ▶ 対象者が、本学における職務に関し、個人的な利益を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること【個人としての利益相反】
- ▶ 本学は、その社会的責任に対し、本学の利益を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること【組織としての利益相反】
- ▶ 個人的な利益の有無に関わらず、対象者が本学以外の活動を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること【責務相反】

### 5. 利益相反マネジメントの体制

利益相反マネジメントに関する事項は、和洋女子大学利益相反規程に定める。また利益相反マネジメントに係る重要な事項を審議する機関として、和洋女子大学利益相反委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。なお、委員会に関する事項は、和洋女子大学利益相反委員会運営要領に定める。

### 6. 本ポリシーの事務

本ポリシーに関する事務は、研究支援課が行う。

### 7. 本ポリシーの改廃

本ポリシーの改廃は、和洋学園諸規程の管理規程に従うものとする。

#### 附 則

本ポリシーは、平成 28 年 7 月 1 日から制定施行する。

附 則

本ポリシーは、平成 30 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

本ポリシーは、2020 年 2 月 20 日から改正施行する。